

# ローカル・ルール

1. アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。特に、次のホールで白杭の区域を越えた球はアウトオブバウンズとする。NO.1、NO.2、NO.3、NO.15、NO.18の右側と、NO.11の左側。
2. 修理地は白線または青杭をもってその境界を標示する。
3. 電磁カート道路の軌道は全幅をもってカート道路とみなし、球がこのカート道路上にある場合とスタンスがかかる場合は、ホールに近付かず球の止まっている箇所に最も近い地点を設定し、その地点から1クラブレンジ以内にドロップしなければならない。拾い上げた球は拭くことができる。本条の違反は2打付加、マッチプレーはそのホールの負。
4. 樹木の支柱、埋木、金網、給排水施設（U字溝を含む）は、規則第16条の1によって処理しうる動かさない障害物とする。（但し、道路、通路の舗装していない面や側面はその限りではない）
5. 球が空中に張られた動力線やケーブル、電話線に当たった場合は、そのストロークを取り消し、罰なしに再プレーしなければならない。  
本条の違反は2打付加、マッチプレーはそのホールの負。
6. 2番ホールグリーン奥側にある球止めネットがスタンスや意図するスウィングの妨げになる場合は、指定ドロップ区域にドロップしなければならない。本条の違反は2打付加、マッチプレーはそのホールの負。  
（但し、4大競技は除く）

7. 正当な理由のある場合を除き、プレー終了後、前行組との間隔を25分以上空けた場合は、その組全員に2打を付加する。
8. 指定練習場について、ハーフターン時の練習は、練習グリーン以外は、禁止とする。本条の違反は午後の最初のホールに2打付加、マッチプレーは、午後のスタートホールの負。
9. 上記以外はJ.G.A.ゴルフ規則による。

## 附 則

---

競技委員会は必要に応じて競技の条件及びローカル・ルールを規定し、その都度クラブハウス内に提示する。

本競技規則は平成31年4月1日より実施する。

競技委員会